

**全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設
立準備委員会事務局長会議資料**

《国民健康保険課資料》

平成18年12月4日

目 次

後期高齢者医療制度導入に係る国保保険料（税）の算定等について（案） … 1

入院等に係る高額療養費の現物給付化に関する事務取扱いについて（案） · 11

後期高齢者医療制度導入に係る国保保険料（税）の算定等について（案）

※内容については、今後、加除修正を行う可能性がある。

I 国保料（税）について

1 国保料（税）の算定について

各国保保険者は支払基金に対して、被保険者の人数に応じた後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、病床転換支援金及び病床転換支援関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）、並びに、各保険者ごとに調整対象基準額を基準として算定される前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者納付金等」という。）を納付しなければならない。各保険者は各支援金及び納付金の納付に要する費用の額から国庫負担金等を控除した額を国保保険料（税）に上乗せして徴収する。

（1）後期高齢者支援金等について

後期高齢者医療制度の財源は、患者分を除き、公費（5割）、高齢者保険料（1割）のほか、現役世代からの支援（4割）とされている。

各医療保険者には、各医療保険者に係る加入者数に応じて、支払基金が算定する後期高齢者支援金等が割り振られる。

（2）病床転換支援金等について

療養病床等の長期入院病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に転換する事業についての費用負担の一部を保険者が負担する。

各医療保険者には、各医療保険者に係る加入者数に応じて、支払基金が算定する病床転換支援金等が割り振られる。

（3）前期高齢者納付金等について

前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について、医療保険者ごとに加入者数に応じて負担する額（調整対象基準額）を決定し、調整対象基準額が当該医療保険者に加入する前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金を上回る場合は、差額分を前期高齢者納付金として納付する。（下回る医療保険者には、差額が交付金として交付される。）

また、各医療保険者には、各医療保険者に係る加入者数に応じて支払基金が算定する前期高齢者関係事務費拠出金が割り振られる。

2 保険料（税）の設定の考え方

後期高齢者医療制度導入後において、世帯主に対する国保料（税）の賦課額は、

- ・国保の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国保の被保険者につき算定した医療給付費分と前期高齢者納付金等分の賦課額

- ・当該世帯主及び当該世帯に属する国保の被保険者につき算定した後期高齢者支援金等分と病床転換支援金等分の賦課額
 - ・当該世帯主及び当該世帯に属する国保の被保険者のうち第二号被保険者につき算定した介護納付金分の賦課額
- の合算額となる。

なお、各医療保険者は、滞納者の数にかかわらず、算定された支援金及び納付金、拠出金を納付しなければならないので、従来の医療給付費分と同様、各医療保険者の判断により、予定収納率を勘案して各賦課総額を算定し、保険料（税）を設定する。

（1）医療給付費分に係る保険料（税）

医療給付費から国庫負担金及び調整交付金等を控除した額と、前期高齢者納付金等に要する費用の額から当該費用に係る国庫負担金及び調整交付金等を控除した額の合算額（前期高齢者交付金がある場合は当該交付金を控除した額）を基準として算定した基礎賦課総額（予定収納率を考慮した額とする）について、4方式（又は3方式、2方式）により按分の上、各保険者における被保険者に係る総所得金額等や被保険者数、被保険者の総世帯数に基づき、医療給付費分の所得割率、資産割率、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ算定する。

（2）後期高齢者支援金等分に係る保険料（税）

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国庫負担金及び調整交付金等を控除した額を基準として算定した後期高齢者支援金等賦課総額（予定収納率を考慮した額とする）について、4方式（又は3方式、2方式）により按分の上、各保険者における被保険者に係る総所得金額等や被保険者数、被保険者の総世帯数に基づき、後期高齢者支援金等分の所得割率、資産割率、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ算定する。（標準割合は医療給付費分及び介護納付金分と同じ。）

（3）介護納付金分に係る保険料（税）

介護納付金から国庫負担金及び調整交付金等を控除した額を基準にして算定される介護納付金賦課総額（予定収納率を考慮した額とする）について、4方式（又は3方式、2方式）により按分の上、各保険者における第二号被保険者に係る総所得金額等や被保険者数、世帯数に基づき、介護納付金分の所得割率、資産割率、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ算定する。

（4）賦課方式について

賦課方式は、（1）から（3）において異なる方式とすることも可能である。

3 退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の保険料（税）について

退職者医療制度については、平成26（2014）年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行制度を存続させる。退職被保険者等がいる場合は、2（1）及び（2）については、退職被保険者等を除い

た被保険者（3及びⅡの2において「一般被保険者」という。）について、基礎賦課総額の算定を行う。

（1）医療給付費分に係る保険料（税）

従来どおり一般被保険者の保険料（税）率等を用いる。

（2）後期高齢者支援金分等に係る保険料（税）

医療給付費分に係る保険料（税）と同様、一般被保険者の保険料（税）率等を用いる。

（3）介護納付金分に係る保険料（税）

従来どおり一般、退職の区別なく第二号被保険者に係る介護納付金分に係る保険料（税）として同一となる。

（4）療養給付費等交付金

療養給付費等交付金は、以下の通りとなる。

$$\cdot \text{療養給付費等交付金} = A + B - C$$

A：退職者被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）に係る医療給付費

B：退職被保険者等に係る調整対象基準額（※）及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

C：退職被保険者等に係る保険料に相当する額から当該保険料にかかる介護納付金の納付に要する費用に相当する額を控除した額

※○ 前期高齢者については、保険者間の財政調整を行うことにより、各保険者は前期高齢者の加入割合が全国平均と同様とした場合の給付費（調整対象基準額）を負担することとなる。

○ 市町村においては、退職被保険者等が所属していることにより、前期高齢者加入割合が減少し、調整対象基準額が増加することとなる。

○ 退職者被保険者等が所属していることによる調整対象基準額の增加分については、現在の老人保健拠出金と同様に、退職者医療制度により賄う。

$$\cdot \text{調整対象基準額} = \text{給付費等} \times \frac{\text{前期高齢者加入割合（全国平均）}}{\text{市町村の前期高齢者加入割合}}$$

・退職被保険者等に係る調整対象基準額

$$= \text{調整対象基準額} \times \text{退職被保険者等加入割合}$$

4 国保料（税）の賦課限度額について

- 保険料（税）の算定過程において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課限度額を適用する。
- 限度額超過に係る所得等の補正についても、現行の方法と同様に、別々に補正を行う。

- 賦課限度額の具体的な額については、今後算定される後期高齢者支援金等を踏まえ検討する。

5 保険料（税）の軽減について

後期高齢者支援金等分に係る保険料（税）についても、一体的に国保保険料（税）として徴収するため、現行の軽減世帯に該当する世帯については、後期高齢者支援金等分に係る保険料（税）も含めて、同様の軽減割合によって軽減を行う。

6 保険料（税）収納額の管理について

- 医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る保険料（税）は国保料（税）として一体的に徴収され、収納されることになる。
- 国保料（税）の収納額の管理については、療養給付費等交付金等の算定のため、これまでどおり一般被保険者に係る収納額と退職被保険者等に係る収納額に区別して管理する必要がある。
- 第2号被保険者の属する世帯については、次の区分で調定額の比により按分を行う。
 - ・医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る保険料（税）
 - ・介護納付金分に係る保険料（税）

7 納入（税）通知書について

- 後期高齢者支援金等に係る保険料（税）についても保険料（税）の一部として徴収するため、納入（税）通知書においては、地方自治法、地方税法上は、合計額として一体となった国保料（税）の額を記載することとなる。
- しかし、国保料（税）の算定の透明化を図り、被保険者の理解を高めるため、国保料（税）の内訳として、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの額を納入（税）通知書に記載すること。
- 保険料（税）の徴収について、特別徴収の対象となる被保険者については、年金の支払いごとに特別徴収される国保料（税）の額を通知する。

II 被保険者資格管理について

1 年度途中に75歳到達が見込まれる被保険者の資格管理について

- 医療給付費に要する費用の額及び後期高齢者支援金等の算定並びに保険料（税）の賦課については、年度途中に75歳に到達することにより後期高齢者医療制度へ移行するため、国保の被保険者資格を喪失する被保険者数の把握及びその者が属する世帯数等の把握が必要となる。
- 後期高齢者医療制度の被保険者とは、市町村内に住所を有する75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定を受けた者である。なお、資格取得時期日である、「75歳に達したとき」とは、誕生日を意味する。
- 資格喪失日については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者に該当するに至った日の翌日となる。

- 年度途中に75歳到達が見込まれる被保険者の国保保険料（税）については、75歳到達月の前月までの分を月割りして算定し、年度当初より月割り額による賦課を行う。65歳以上75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者についても、認定を受けた月の前月まで分を月割りして賦課を行う。

2 退職被保険者等で、年度途中に65歳到達が見込まれる被保険者の資格管理について

- 退職被保険者等については、65歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に退職被保険者等の資格を喪失し、一般被保険者となる。
- 退職被保険者が65歳に到達したが、その被扶養者が65歳未満の場合についても、被扶養者は一般被保険者となる。
- 被扶養者が先に65歳に達した場合には、被扶養者のみが一般被保険者となり、退職被保険者本人の資格には変わりない。

III 指定市町村における国庫補助の特例

国民健康保険の医療費の地域差問題に対応するため、国保法第68条の2による指定を受けた市町村（医療給付費等が著しく多額な市町村。以下「指定市町村」という。）は、安定化計画を作成し、国及び都道府県の指導援助の下、給付費等の適正化その他の国保事業の安定化のための措置を講ずることとされている。

指定市町村については当該市町村の実績給付費（災害その他の特別事情に係る額を控除した額）から基準給付費（年齢階層別1人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該被保険者の医療給付費）に1.17を乗じて得た額を控除した額（基準超過費用額）の部分を、定率国庫負担の対象とせず、保険料（1/2）及び、国（1/6）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）の負担により賄うこととしている。（資料P. 7）

後期高齢者医療制度の創設等に伴い、指定市町村の国庫補助の特例について、以下の点を変更する。

- 75歳以上の高齢者については、後期高齢者医療制度の被保険者となるので、実績給付費と基準給付費の算定の対象から除外する。
- 前期高齢者の給付費については、前期高齢者加入割合が全国平均となるよう財政調整が行われるので、実績給付費と基準給付費については、前期高齢者加入割合を全国平均と同じとした上で算定を行い、その差額を定率国庫負担の対象から除外する。（資料P. 8～10）

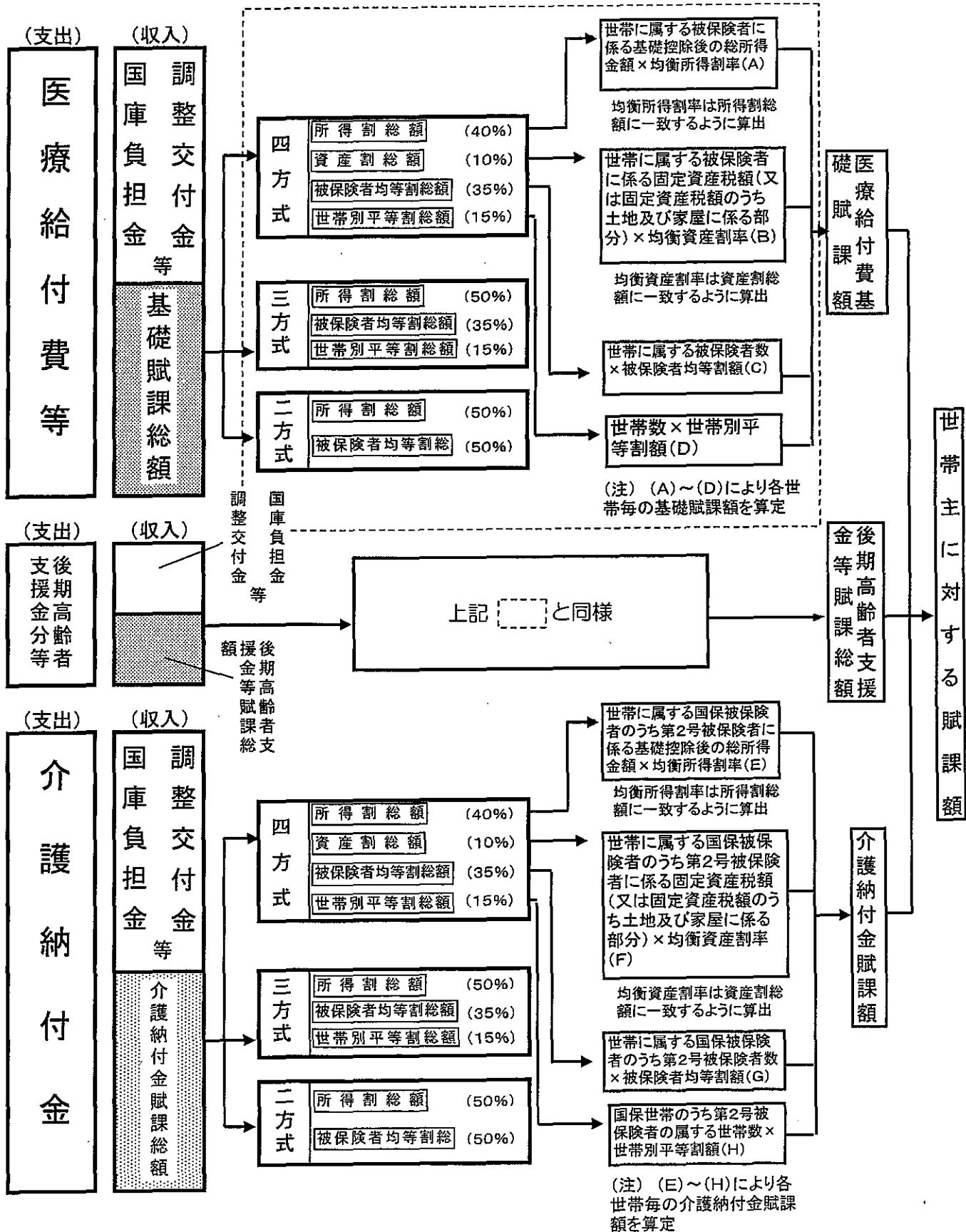
国民健康保険料の賦課基準(概要)

賦課総額

賦課総額の按分方法

賦課額の算定(例:四方式)

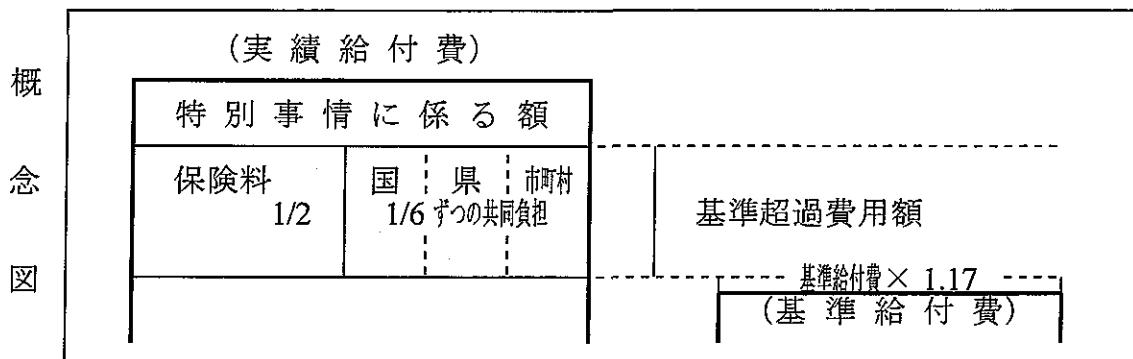
賦課額



基準超過費用額に係る公費負担の概要（現行制度）

1 基準超過費用額の共同負担

安定化計画の実施状況を踏まえ、指定年度における実績給付費（災害その他の特別事情にかかる額は控除）が基準給付費の1.17倍を乗じて得た額を超える場合、その超える額（基準超過費用額）について、指定年度の翌々年度において、保険料で2分の1を賄うほか、国、都道府県及び市町村がそれぞれ6分の1ずつ共同で負担する。



2 基準給付費の算出方法

「基準給付費」とは、年齢階層別1人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費をいう。

具体的には、年齢階層ごとの全国平均1人当たり医療給付費を当該保険者の年齢階層別の被保険者数に乗じて得た額。ただし、老人分については、老人保健医療費拠出金ベースとされている。

$$\text{基準給付費} = \text{一般被保険者の基準給付費 (AAA円)} + \text{基準老人保健医療費拠出金 (B'B'B'円)}$$

概念図

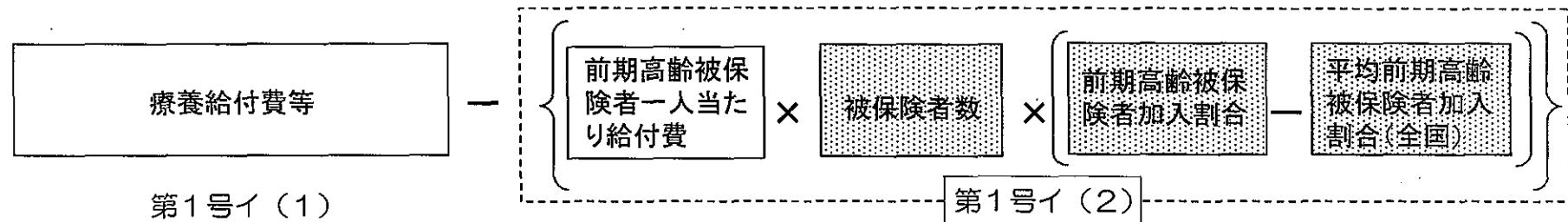
年令階層 (全国平均1人当たり給付費) (当該市町村の被保険者数)					
○ 一般被保険者分	0歳から 2歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	3歳から 4歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	5歳から 9歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	↓	↓	↓		
	70歳から 74歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	(計)			AAA円	
○ 老人保健対象者分	65歳から 69歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	70歳から 74歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	↓	↓	↓		
	80歳から 84歳まで	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	85歳以上	○○ 円 ×	□□ 人 =	△△△円	
	(計)			B B B円	
				→ B'B'B'	
				(拠出金ベースに換算)	

第70条第3項(著しく医療費の高い部分を公費負担の対象から外す規定)の算定式

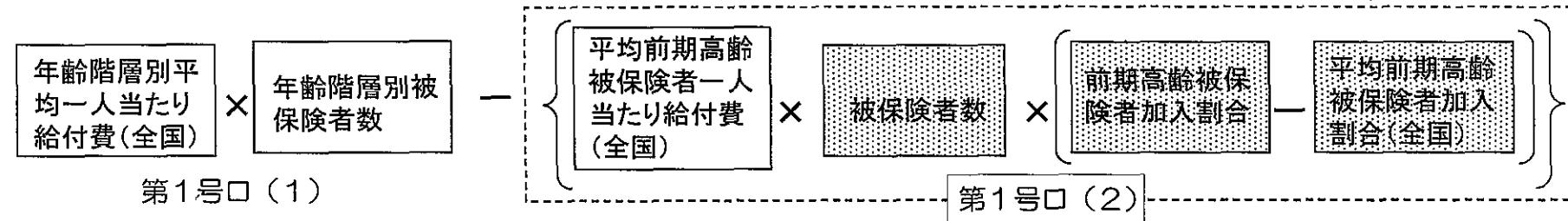
○前期高齢被保険者加入割合>平均前期高齢被保険者加入割合 の場合

平均前期高齢被保険者加入割合だけ、当該市町村に前期高齢被保険者がいた場合の給付費を算出するため、給付費[第1号イ(1)、第1号口(1)]から、調整分[第1号イ(2)、第1号口(2)]を控除する。

・第70条第3項第1号イ(対象保険者の実績給付費)



・第70条第3項第1号口(対象保険者の基準給付費)



○平均前期高齢被保険者加入割合>前期高齢被保険者加入割合 の場合

・第70条第3項第2号イ(対象保険者の実績給付費)、第2号口(対象保険者の基準給付費)

平均前期高齢被保険者加入割合だけ、当該市町村に前期高齢被保険者がいた場合の給付費を算出するため、給付費[第2号イ(1)、第2号口(1)]に、調整分[第2号イ(2)、第2号口(2)]を加える。